

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度「本巣市一般会計予算」における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金	767,000 千円
うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）	(401,762 千円)
【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	3,715,426 千円

（単位：千円）

区 分		令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源				一般財源
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1	社会福祉 障害者福祉、高齢者福祉、 児童福祉、生活保護など	2,189,872	911,008	396,437	0	76,593	805,834
2	社会保険 国民健康保険、後期高齢者 医療保険、介護保険など	1,206,462	43,738	160,496	0	0	1,002,228
3	保健衛生 医療、健康増進事業、予防 対策事業など	319,092	2,891	14,781	0	17,826	283,594
計		3,715,426	957,637	571,714	0	94,419	2,091,656

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和2年度予算額の21分の11に相当する額とする。

※2 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源に充当する。